

令和5年（行ウ）第7号 損害賠償請求事件（住民訴訟）

原告 小畑 太作 外7名

被告 山口県知事 村岡嗣政

準備書面1

2024年4月15日

山口地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 田 川 瞳

第1 住民監査請求前置の要件を満たしていること

1 被告の主張

被告は、住民訴訟を提起するためには住民監査請求を前置しなければならないところ、原告らが行った住民監査請求については、財務会計上の行為の違法・不当を問題にしているものではないから、住民監査請求の適格性を満たさないと判断されて請求が却下されているので、本訴訟提起にあたり住民監査請求が前置されたとはいえない旨を主張する（答弁書、第1項2（2））。

2 住民監査請求を前置していること

（1）しかしながら、原告らが、訴状及び訴えの変更申立書の請求の原因において述べ、また、本書面で補充するとおり、本訴訟で問題になっているのは、正しく山口県知事による財務会計上の行為の違法性である。そして、原告らは、本訴訟の前提となった住民監査請求においても、これと同様の主張を行っていた（甲7）。

このように、原告らの行った住民監査請求については、
「審査要件を欠き、不適法である」などとはいえない。しか
るに、山口県監査委員は、これを不適法として却下してしま
ったのである。

- (2) 住民監査請求前置主義の趣旨は、まず監査委員に住民の請
求に係る財務会計上の行為又は怠る事実について監査の機会
を与え、当該行為又は怠る事実の違法、不当を当該普通地方
公共団体の自治的、内部的処理によって予防、是正させるこ
とにある（最高裁昭和62年2月20日第2小法廷判決・民
集41巻1号122頁、最高裁平成10年12月18日第3
小法廷判決・民集52巻9号2039頁）。

被告は、原告らが本訴訟の前提として行った住民監査請求
によって、自発的、内部的処理による是正の機会を与えられ
ながら、この機会を自ら放棄したのである。

- (3) さらに、監査委員が適法な住民監査請求を不適法であると
して却下した場合の取扱いについて、前掲最高裁平成10年
12月18日第3小法廷判決は、次のように述べる（なお、
以下の下線は、原告らにおいて付した）。

監査委員が適法な住民監査請求を不適法であるとして却
下した場合、当該請求をした住民は、適法な住民監査請求
を経たものとして直ちに住民訴訟を提起することができる

(中略)

監査員が適法な住民監査請求を不適法であるとして却下
した場合、当該請求をした住民が提起する住民訴訟の出訴
期間は、法（原告らによる注：地方自治法）二四二条の二
第二項一号に準じ、却下の通知があった日から三〇日以内

と解するのが相当である。

同項一号ないし四号の規定は、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実について、いつまでも争い得る状態にしておくことは、法的安定性の見地からみて好ましくないため、これを早期に確定させようとの趣旨から、住民監査請求をした住民において、当該請求に係る行為又は怠る事実について住民訴訟を提起するか否かの判断を、その提起が法的に可能となった時点から三〇日以内の期間にさせる趣旨のものである。そして、監査委員が適法な住民監査請求を不適法であると認めてその旨を書面により請求人に通知した場合には、当該請求に対する監査委員の監査は行われていないものの、当該請求に対する監査委員の判断結果が確定的に示されている点において、監査委員が請求に理由がないと認めてその旨を書面により請求人に通知した場合と異なるところがない。そうすると、当該請求をした住民は、却下の通知を受けた時点において、当該請求に係る行為又は怠る事実について住民訴訟を提起することが法的に可能な状態になったものとして、同項一号にいう監査委員の監査の結果に不服がある場合に準じて、却下の通知を受けた日から三〇日以内に住民訴訟を提起しなければならないと解するのが、住民訴訟の出訴期間を規定した同項の趣旨に沿うものというべきである。

- (4) 本件においても、山口県監査委員が原告らの行った適法な住民監査請求を不適法として却下した以上、原告らは、上記判例に従い、本訴訟を提起することができる。

なお、仮に、被告の主張のとおり、監査委員が適法な住民

監査請求を不適法であるとして却下した場合（誤った判断をした場合）において、住民監査請求前置が満たされていないとして住民訴訟の提起をすることができないこととなれば、監査員の誤った判断を司法により是正する機会が失われるという、著しく不合理な結果を招くこととなる。

3 結論

以上のとおり、原告の訴えについて、住民監査請求を前置の要件を満たしていないから却下すべきであるという被告の本案前の答弁は、上記判例を無視するものであって、明らかに理由がない。

第2 財務会計上の行為を対象としていること

1 被告の主張

- (1) 被告は、請求の趣旨第1項について、原告らが問題としているのは「村岡知事の公用車使用」という行為であるが、かかる行為は財務的処理を直接の目的とした行為ではないから、住民訴訟の対象である財務会計上の行為にあらず、訴訟要件を充足しない不適法な訴えであるから却下すべきであると主張している（答弁書、第2項の2（3））。
- (2) また、請求の趣旨第2項及び第3項に関して、原告らが違法な財務会計上の行為として主張しているのは、本件参拝であり、財務会計上の行為の財務会計法規上の義務違反を主張するものではないから、住民訴訟の対象ではなく、訴訟要件を充足しない不適法な訴えであるから、これを却下すべきであると主張している（答弁書、第2項の2（4））。

2 公用車使用について

- (1) 原告らが請求の趣旨第1項で問題としているのは、村岡知事が本件参拝を行うために使用した公用車について、山口県が支出した経費である。

村岡知事は、山口県護国神社での本件参拝を行うために公用車（山口県庁用自動車管理規則（乙15）にいう庁用自動車（同規則第2条5号））を使用したか、山口県がその使用に係る経費を負担している（同規則第13条）。

したがって、請求の趣旨第1項について、原告らが問題としているのは、村岡知事の公用車使用により山口県が経費を支出したことであるから、住民訴訟の対象となる財務会計上の行為である。

- (2) 高松高等裁判所令和2年6月4日判決は、地方公共団体がその所有にかかる車両の使用を「公用目的」に限られると規定しているときは、公用車を公用目的以外に使用した場合には、公用車の利用にかかる燃料費等の支出は、住民訴訟の対象となる財務会計上の行為であることを前提として、違法であることを判示している。

- (3) 山口県も、山口県庁用自動車管理規則（乙15）において、公務以外の目的に使用してはならない（同規則10条）と定めているところ、村岡知事による本件参拝は、憲法に違反する違法・無効なもので公務たりえないから、村岡知事は、公務以外に公用車を使用し、もって、山口県に対し、公用車使用に係る経費（燃料費等）の損害を与えた。なお、300円という金額は、村岡知事の自宅が不明であることから、山口県庁から山口県護国神社までの距離往復4.8Kmに1Kmあたり30円を乗じた金額に、運転手の日当などを考慮して算定した。

3 職員の交通費について

(1) 山口県の一般職の職員等の旅費に関する条例（乙5）の第1条には、「公務のために旅行する」職員等に対し支給する旅費について規定している。田中課長と武林主幹は、この規定に基づき、村岡知事による本件参拝に随行した旅費の支出を受けている。

(2) しかし、村岡知事による本件参拝は、憲法に違反する違法なもので、公務たりえないから、これに随行することも公務とは言えない。そのため、田中課長は、法律上の原因無くして360円を受領して、山口県に損害を与えた。また、武林主幹も同様に330円の損害を与えた。

(3) したがって、田中課長は360円を、武林主幹は330円を、地方自治法242条の2第1項4号の当該行為に係る相手方として、返還すべき義務がある。

第3 本件参拝の違法性

村岡知事による本件参拝の違法性については、別途準備書面2において主張する。

以 上